(3)　労働者等に対する周知に関する措置等 労働者等、役員、退職者並びに特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者に対し、法及び以下の事項（退職者及び特定受託業務従事者であった者については、チを除く。）について周知・啓発を行う。 イ　内部公益通報受付窓口の設置に関する事項並びに連絡先及び連絡方法 ロ　組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置の内容 ハ　公益通報対応業務の実施に関する措置の内容 ニ　公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置の内容 ホ　不利益な取扱いの防止に関する措置の内容 ヘ　範囲外共有、通報妨害及び通報者探索の防止に関する措置の内容 ト　是正措置等の通知に関する措置の内容 チ　記録の保管、見直し・改善及び運用実績の労働者等、特定受託業務従事者及び役員への開示に関する措置の内容 リ　公益通報に係る通報対象事実についての調査への協力に関する事項	［加える。］
(4)　労働者等からの質問・相談への対応等に関する措置 労働者等、役員、退職者並びに特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。	［加える。］
(5)　従事者に対する教育に関する措置 従事者に対しては、公益通報対応業務の内容及び公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。	［加える。］
(6)　［略］	(4)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

○内閣府告示第十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び同条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号。以下「府令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準は、別表第一のとおりとする。

二　府令附則第二条第一項の規定により、別表第一の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準に係る子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（令和八年内閣府告示第二十二号。以下「告示」という。）別表第一の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　府令附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る帳票要件の標準は、別表第二のとおりとする。

四　府令附則第二条第一項の規定により、別表第二の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる帳票要件の標準に係る告示別表第二の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。